

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の 提出を求める公示

平成19年3月2日

近畿地方整備局

木津川上流河川事務所長 桜井 力

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務については、木津川上流河川事務所が発注する工事のうち、発注段階等で必要となる各種技術評価資料の整理、低入札工事の工事後のコスト調査資料の整理を行うものであり、提出される技術資料等には企業の内部情報を含んでおり、その取り扱いには厳格な守秘が要求され、さらに入札参加者決定等の基礎資料を作成することから、特定の企業と関係しない公平・中立な立場が必要とされることから(社)近畿建設協会(以下、「特定公益法人等」という)を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該公益法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

- (1) 業務名 平成19年度木津川上流工事技術審査等支援業務
- (2) 業務内容 木津川上流河川事務所が行う工事の発注段階等で必要となる各種技術評価資料等の整理および、低入札工事の工事後のコスト調査資料の整理を行う。
- (3) 履行期限 平成20年3月30日

3. 業務目的

本業務は、木津川上流河川事務所が発注する工事の発注段階で必要となる各種技術提案書等各種資料の整理及び、低入札工事の工事後のコスト調査資料の整理を行う事を目的とする。

4. 応募要件

- (1) 基本的要件
 - ① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - ② 近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (2) 技術力に関する要件

入札参加希望者から提出される技術提案書等の取りまとめには、工事の施工方法や施工計画、工事積算などの専門知識を有し、発注者の立場としての審査基準に熟知していること。

また、積算・設計等に関する基準書の取りまとめを行う技術力を有し、取りまとめの実績を有していること。
- (3) 中立性・公平性に関する要件

建設会社等国土交通省が発注する公共工事の受注実績又は、受注希望がある企業との資本・人的関係がなく、公平性・中立性が確保できること。

- (4) 守秘性に関する要件
 - ・ 守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な罰則などについて社則などに明記、公表していること。
 - ・ 守秘義務の遵守に関する講習会・研修等を定期的実施していること。
- (5) 業務執行体制に関する要件
 - ・ 木津川上流河川事務所管内に本・支社(店)または営業所があること。
- (6) 業務実績に関する要件

下記に示される同種又は類似業務について、1件以上の受注実績を有している者。

 - ・ 同種業務：平成13年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局が発注した技術審査資料作成業務
 - ・ 類似業務：平成13年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局管内の各府県政令市が発注した技術審査資料作成業務
- (7) その他近畿地方整備局長が必要と認めた要件

災害時に本業務に関連する緊急的な業務に対し、迅速かつ確実に応援態勢がとれること。

5. 手続等

(1) 担当部局

〒518-0723 三重県名張市木屋町8-1-2-1

国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 総務課 専門員

TEL：0595-63-1611 FAX：0595-64-5040

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

平成19年3月2日から平成19年3月15日まで

(土、日曜日および祭日は除く。交付時間は9時30分から16時30分まで)

(1)に同じ。

手渡しとする。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

平成19年3月15日16時30分 (1)に同じ。持参、郵送(書留郵便に限る。)

または電送(事前に担当部局へ連絡を入れること)すること。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限：

平成19年4月3日 16：30

(4) 近畿地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成17・18年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であって、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に、当該資格の認定を受けているとともに、平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の申請を行っていないなければならない。

(5) 詳細は説明書による。